

（地球温暖化対策の推進に関する法律第21条2項に基づく地方公共団体実行計画）

日出町地球温暖化対策実行計画（事務事業編） （第3次計画）

令和5年8月

日 出 町

目 次

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景 1
- 2 基準年度・計画期間 1・2
- 3 対象範囲 2
- 4 対象とする温室効果ガス 3

第2章 第2次計画の実績

- 1 基準年度の温室効果ガス総排出量 4
- 2 要因別の排出状況 4
- 3 削減実績 5
- 4 増加・削減要因 5・6

第3章 第3次計画の目標・取組

- 1 削減の方針 7
- 2 取組の方針 8・9・10
- 3 具体的な取組内容 10
- 4 今後の取組内容 10

第4章 計画達成に向けて実行すべき取組の推進体制

- 1 推進体制 11・12
- 2 推進結果の調査・集計 12
- 3 進捗状況の公表 12

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、最も重要な環境問題の一つとされており、既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

今後もこのような地球温暖化の進行に伴うであろう気候変動、猛暑や豪雨によるリスクは更に高まることが予測されています。

国際的な動向としては、2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

翌2021年には地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

本町は、これまでも平成20年12月に「日出町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定、平成30年3月に第2次計画として改訂し、省エネルギー・省資源・再利用に努めてきましたが、さらに積極的に地球温暖化防止対策に取り組むため今回、第3次計画として改定するものです。

2 基準年度・計画期間

（1）基準年度

平成25年度

(2) 計画期間

令和５年度（２０２３年度）～令和１２年度（２０３０年度）末までを計画期間とします。また、計画開始から５年後の令和９年度（２０２７年）に計画の見直しを行います。

3 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、主な対象施設は次に示すとおりとします。

施 設 名	施 設 名
本庁舎	豊岡幼稚園
暘谷駅	日出幼稚園
旧土地連事務所	藤原幼稚園
中央公民館（中央体育館、柔剣道場含む）	川崎幼稚園
川崎地区公民館	大神幼稚園
藤原地区公民館	豊岡小学校
大神地区公民館	日出小学校
豊岡地区公民館	藤原小学校
南端地区公民館	川崎小学校
南端コミュニティーセンター	大神小学校
町立図書館	日出中学校
歴史資料館・帆足萬里記念館	大神中学校
致道館	南端中学校
鬼門櫓	学校支援センター
二の丸館	学校給食センター
三の丸ふれあいパーク	黒岩公園
回天記念公園	安養寺ふれあい広場
深見邸	川崎体育館
保健福祉センター	弓道場
老人憩いの家	エアライフル射撃場
中間育成施設	消防機庫・車庫（２７施設）
糸ヶ浜海浜公園	浄水場等（３３施設）

4 対象とする温室効果ガス

法律で定められた削減対象となる6種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素を対象とします。

【参考 削減対象となる温室効果ガス（法律第2条3項）】

- 1 二酸化炭素 (CO_2)
- 2 メタン (CH_4)
- 3 一酸化二窒素 (N_2O)
- 4 ハイドロフルオロカーボン (HFC)のうち政令で定めるもの
- 5 パーフルオロカーボン (PFC)のうち政令で定めるもの
- 6 六フッ化硫黄 (SF_6)

第2章 第2次計画の実績

1 基準年度（平成28年度）の温室効果ガス総排出量

項 目	総 排 出 量
二酸化炭素	2,010,509 k g-CO ₂

2 要因別の排出状況（管轄別・燃料別の二酸化炭素排出量）

課 名	電気 (kg-co ₂)	L P G (kg-co ₂)	灯油 (kg-co ₂)	重油 (kg-co ₂)	軽油 (kg-co ₂)	ガソリン (kg-co ₂)	合 計
総務課	18,107	0	0	0	0	0	18,107
財政課	192,414	0	0	0	0	0	192,414
契約検査室	0	0	8,259	24,417	21,832	96,996	151,504
福祉対策課	114,260	321	0	0	0	0	114,581
商工観光課	17,750	0	0	0	0	0	17,750
農林水産課	28,144	0	0	0	0	0	28,144
都市建設課	3,675	0	0	0	0	0	3,675
上下水道課	910,032	0	0	0	0	0	910,032
教育総務課	272,457	486	0	0	0	0	272,943
生涯学習課	149,184	945	0	0	0	0	150,129
文化振興室	8,166	0	0	0	0	0	8,166
町立図書館	9,062	0	0	0	0	0	9,062
学校給食センター	40,400	88,146	0	0	4,598	858	134,002
合 計	1,763,650	89,898	8,259	24,417	26,430	97,854	2,010,508

町の事務及び事業における温室効果ガス排出量は上記に示すとおりです。

温室効果ガス排出は電気使用量がその多くを占めています。

※この表は使用料金を支払ってる課別の表であり、各課の使用量ではありません。

3 削減実績

日出町は第2次計画期間中に、町施設等から発生する二酸化炭素総排出量を、平成34年度（令和4年度）までに、6%削減するとの目標を掲げました。実績は以下のとおりです。

・目標

項 目	削 減 目 標	目標削減量
二酸化炭素	6%減	120,631 kg-co2

・実績

項 目	削 減 実 数	実際の削減量
二酸化炭素	24%減	490,420 kg-co2

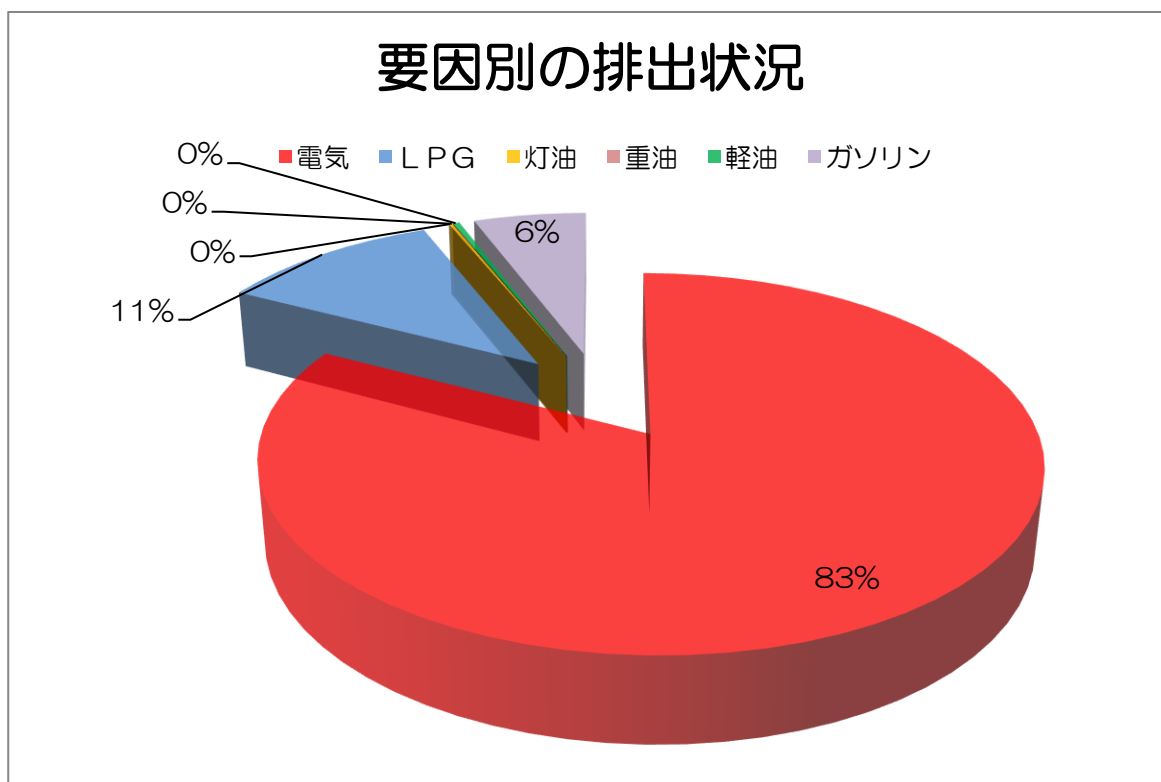
第2次計画の実績（基準年との比較）

項目	単位	基準年度（平成28年度）			実績（令和4年度）		
		使用量	排出係数	CO2排出量 (kg)	使用量	排出係数	CO2排出量 (kg)
電気使用量	kwh	3,817,424	0.462	1,763,650	4,245,397	0.296	1,256,637
LPG	kg	29,966	3.00	89,898	56,454	3.00	169,362
灯油	ℓ	3,317	2.49	8,259	1,013	2.49	2,522
重油	ℓ	9,010	2.71	24,417	0	2.71	0
軽油	ℓ	10,244	2.58	26,430	1,900	2.58	4,902
ガソリン	ℓ	42,179	2.32	97,855	37,356	2.32	86,666
計				2,010,509			1,520,089

4 増加・削減要因

電気使用量	全体的に二酸化炭素排出量は減少傾向にあります。主な要因は以下の通りです。 排出量は減少しましたが、使用料は増加傾向にあります。例えば、給食センターの建て替えで今までなかった空調設備が設置された事による増加。 化石燃料（ストーブの灯油やボイラーの重油）を用いた室温調整からエアコンへの転換を行った事による増加などが挙げられます。
LPG	給食センターの建て替えにより、ボイラーの大型化・調理用の蒸気釜や、大型のコンテナ洗浄機・トレー・箸専用洗浄機の増設を行った結果、排出量の増加となりました。

油等化石燃料	設備の改修により燃料を用いなくなった。また、ガソリンに関しては公用車の買替で燃費効率の良い物への転換、運転意識の向上等も要因として考えられます。
排出係数	排出係数とは、地球温暖化対策推進法に基づき、特定排出者が温室効果ガス算定排出量（基礎排出量）及び調整後温室効果ガス排出量（調整後排出量）を報告する際、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量を算定するための係数として用いるものです。



- ※ この結果のとおり、二酸化炭素排出量の削減に向け最も効果があると考えられるのは、電気使用量の抑制です。
- ※ 住民サービスの質を低下させることなく、省エネルギー化、施設におけるエネルギー効率の向上などの対策を講ずることと併せて、職員1人ひとりによる省エネルギー・省資源の取組を進めていくことが重要になります。

第3章 第3次計画の削減目標・取組

1 削減の方針

2021年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画の中で日本は目標年度の令和12年度（2030年度）までに、基準となる平成25年度（2013年度）比で46%削減することを目標としています。

これを踏まえて、日出町も目標年度までの間で町施設等から発生する二酸化炭素総排出量を、上記の平成25年度（2013年度）比で46%削減することを目標とします。

・目標

項 目	削 減 目 標	目標削減量
二酸化炭素	46%減	1,218,765 kg-co2

基準年度の温室効果ガス排出量及び目標排出量

項目	単位	基準年度（平成25年度）		目標（令和12年度）	
		使用量	CO2排出量 (kg)	使用量	CO2排出量 (kg)
電気使用量	kwh	3,921,777	2,404,049	3,921,777	1,174,199
LPG	kg	30,550	91,650	55,325	165,975
灯油	ℓ	5,657	14,086	1,003	2,497
重油	ℓ	9,932	26,916	0	0
軽油	ℓ	10,251	26,448	1,881	4,853
ガソリン	ℓ	37,216	86,341	35,862	83,200
計			2,649,490		1,430,724

2 取組の方針

本実行計画の目標を達成するために、取組の方針を以下のように定めます。ただし、住民サービスの提供が主たる部署については、その質に影響を与えない範囲において取組むものとします。

物品等の購入に関する方針	物品等の購入にあっては、省エネ製品、低公害製品、再生（リサイクル）製品の購入を推進します。
物品等の使用に関する方針	物品の機械器具の使用にあっては、照明のこまめな消灯、冷暖房の適正温度管理、自動車の省エネ運転、節水、用紙使用量の削減等のほか、適正な整備・管理、再利用に努めます。
廃棄物等に関する方針	機械器具等の再生利用、廃棄物の分別リサイクルの推進及び適正処理を図ります。
建築等に関する方針	建築等にあっては、できるだけ自然光及び自然エネルギーを有効利用し、省資源・省エネルギーに効果的な素材を使用するとともに、再生材料の使用を推進します。また、省電力型や節水型の物品、器具等の採用に努めます。
施設管理等の業務委託に関する方針	作業や施設管理等の業務を委託するにあっては、請負者に対して環境に配慮した業務の遂行を課します。

3 具体的な取組内容

・物品等の購入及び使用に関する取組

項 目		取 組 内 容
用紙	コピー・印刷	可能な限り両面コピー、両面印刷、裏面利用
		ミスコピー、ミスプリント防止（リセットの徹底）
		使用済封筒、ファイルの再利用
		用紙使用量の把握
		ミスコピーの裏面利用（ファックス送付用紙・メモ等に利用）
		紙を用いた起案・決裁を出来る限り削減する（文書管理システム）
電気	照 明	不必要な照明のこまめな消灯
		時間外、昼休みの一斉消灯（受付事務など必要な部署は除く）
	OA機器	パソコン・プリンター・コピー機等の省エネモード設定
		退庁時の待機電力節約（可能な機器はコンセントを抜く）
	空 調	冷暖房の設定温度を適正管理（COOL・WARMBIZ）
		UVカットフィルム・ブラインド利用による冷房の効率アップ

項 目		取 組 内 容
自動車	運転・整備	加速・減速の少ないアクセルワーク
		減速時は早めにアクセルを離す
		無駄なアイドリングはしない
		タイヤの空気圧から始める点検・整備
		不要な荷物はおろしておく
その他		節水の励行
		長期間未使用の事務用品や遊休（不用）備品等有効的な使用
		省エネ対策の執務環境に対応した能率的な服装（エコスタイル）

・庁舎等管理に関する取組

項 目		取 組 内 容
庁舎管理	空調設備	機械の定期的な点検、整備、清掃
		省エネ温度設定（再掲）
		室外機の日よけ設置
		よしず等の有効利用
	照明機器	ＬＥＤ等の省エネ機器への転換
		器具の清掃を実施
	水道	定期的な漏水調査と修理
		水使用量の把握及び設備の管理
	その他	施設内の緑地の適正な維持管理
		自販機の通電時間の見直し
		廃棄物の分別回収、再資源化の徹底

・建築等に関する取組

項 目		取 組 内 容
設計施工	設計	省エネ・高効率型の機械・器具の導入
		自然光の有効利用（採光・遮光の使い分け）
		太陽光発電等の導入推進
		遮熱性の高い構造、素材の採用
		熱交換機能を備えた換気設備の採用

項 目		取 組 内 容
設計 施工	設計	敷地緑化に努める
		エアカーテン、二重ガラスサッシ等の採用
		可能な範囲で再生資材を指定する
	施工	省エネ、省資源に徹した作業の実施
		廃棄物の再資源化と適正処理の徹底
		低公害型建設機械の使用

・その他の取組

項 目		取 組 内 容
その他		環境教育の推進
		環境保全活動の実施、参加
		公共施設の適正な維持管理
		森林の保全

4 今後の取組内容

・庁舎等管理に関する取組（令和5年度）

項 目		取 組 内 容
庁舎 管理	照明機器	L E D等の省エネ機器への転換
		・庁舎照明LED化（財政課）
		・漁港照明LED化（農林水産課）
設計 施工	設計	太陽光発電等の導入推進
		・学校給食センター太陽光パネル整備（教育総務課）

※これ以降もLED化等を随時行っていく予定です。

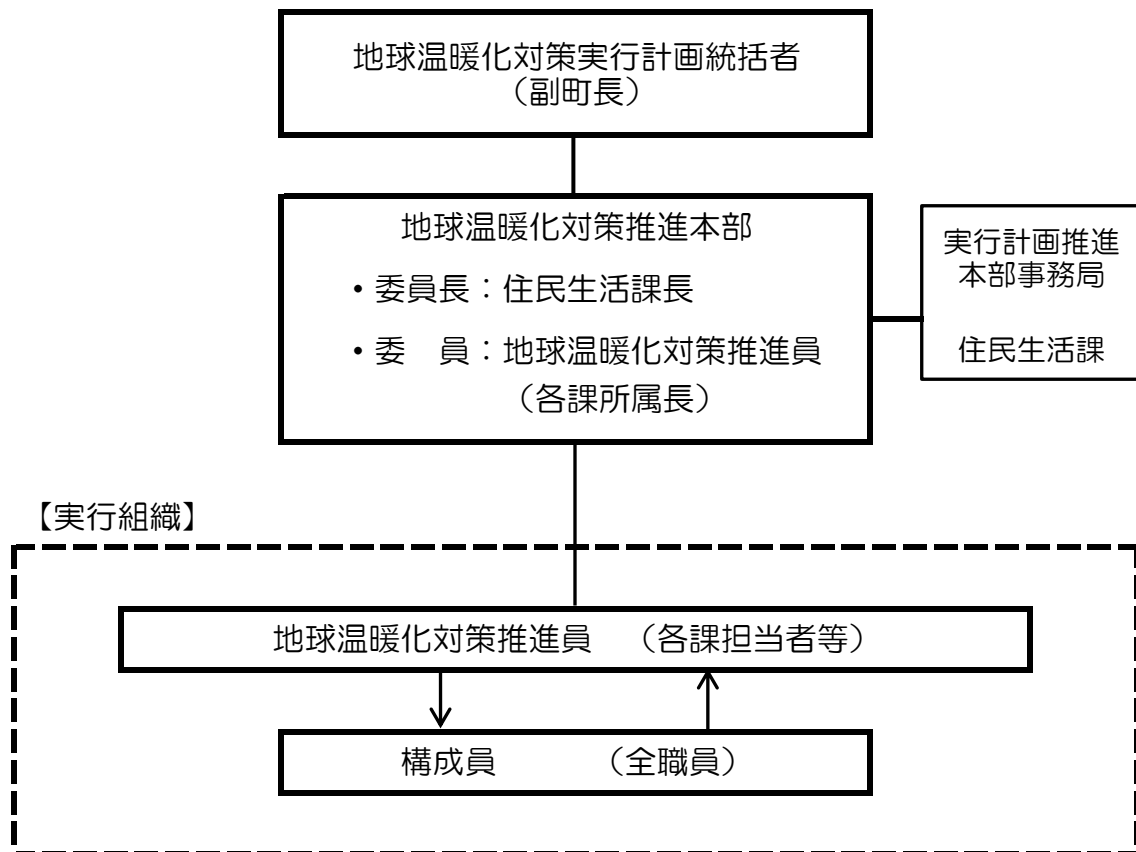
まだ検討段階ではありますが、公用車としてEV車を用いる等電気自動車の普及のため、購入・充電の補助等の制度を活用していく必要があると思われます。また、普及のためには町内にEVスペース（充電スポット）を設ける必要があり、場所の確保などが課題になるかと思われます。

第4章 計画達成に向けて実行すべき取組の推進体制

1 推進体制

本計画を計画的に推進するため、推進体制として各課等を実行組織として位置づけ、各実行組織ごとに行うことを基本とします。

日出町地球温暖化対策実行計画組織図



・推進に係る組織と役割

①副町長を地球温暖化対策実行計画統括者（以下「統括者」という。）とします。

《役割》

・地球温暖化対策に係る取組み方針について、地球温暖化対策推進本部（以下「本部」という。）から意見を聴き、指示します。

②本部

・住民生活課長を委員長とし、地球温暖化対策推進員（以下「推進員」という。）を委員とします。

《推進に係る役割》

- ・全職員が対策の推進者として取組む事とし、推進員はその中心となって意識して省エネ・省資源に取り組みます。

《職員に対する研修等に関わる役割》

- ・全職員に対し、法律等の法制度に関する事項や、これに基づく国・県等の動向について適切な情報を提供するものとします。
- ・全職員に対し、計画の進捗状況や効果等に関する情報を提供します。

③実行計画推進本部事務局（以下「事務局」という。）

- ・住民生活課を事務局とします。

《役割》

- ・本部の事務を所管します。

④各課の担当者を実行組織内の推進員とします。

《役割》

- ・各課等の構成員に対し環境配慮活動を実践するよう指示します。

⑤各部署における、職員の役割

- ・推進員の指示・指導の下、環境配慮活動を実践します。
- ・エネルギー使用量等を適時、推進員に報告します。

2 推進結果の調査・集計

- ・毎年度の調査報告等を基に集計し、評価を行うこととします。
- ・今後の計画推進に係る方向性等を記述した資料を作成し、検討します。

3 進捗状況の公表

実行計画の取組み結果については、ホームページ等で公表します。